

栃木県公安委員会告示第52号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和7年10月27日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 千鶴子

1 講習に係る実施期日、実施場所、警備業務の区分

(1) 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年12月2日（火）から12月10日（水）まで
（12月6日（土）、7日（日）、8日（月）を除く6日間）

イ 追加取得講習

令和7年12月9日（火）及び12月10日（水）（2日間）

(2) 実施場所

栃木県宇都宮市清原工業団地32番 栃木県グリーンスタジアム会議室

(3) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習定員

(1) 新規取得講習 30名

(2) 追加取得講習 20名

3 受講対象者

(1) 新規取得講習の受講対象者

受講申込みを行う日において、最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習の受講対象者

受講申込みを行う日において、当該講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記3(1)に該当する者

4 受講申込みに必要な書類等

(1) 新規取得講習の受講者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

但し、受講申込書に所要事項を記載のうえ、写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）1枚を貼付すること。

イ 前記3の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

(イ) 履歴書

(2) 追加取得講習の受講者

前記 4 (1) の書類のほか、当該講習の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証又は講習修了証明書の写し

5 受講申込手続

(1) 受講申込期間

令和 7 年11月12日（水）及び11月13日（木）の午前 9 時00分から午後 4 時00分までの間（但し、午後 0 時00分から午後 1 時00分までの間を除く）

(2) 受講申込み方法

郵送や電話、代理人等による申込みは不可とし、受講対象者本人が受講申込みに必要な書類等（前記 4）を各警察署生活安全（刑事）課窓口を持参し申込みこと。

(3) 受講申込期間は前記 5 (1) のとおりであるが、新規取得講習、追加取得講習とも、それぞれの講習定員に達した時点で、受付を締切る。

(4) 受講申込書の提出先

栃木県内各警察署の生活安全（刑事）課

(5) 手数料

ア 新規取得講習の受講者 34,000円

イ 追加取得講習の受講者 10,000円

ウ 納入方法

手数料は、講習初日に実施場所で栃木県収入証紙又はキャッシュレス決済（現金不可）により納付することから、新規取得講習、追加取得講習の別に応じ、講習初日に、前記ア、イに相当する額の栃木県収入証紙を持参するか、キャッシュレス決済手段（クレジットカード、電子マネー「チャージ不可」、又はコード決済）を準備のうえ納付すること（キャッシュレス決済の方法についての詳細は、栃木県警察のホームページ内「キャッシュレス決済開始について」を確認すること。）。

なお、既納の手料は、いかなる理由があろうとも返納しない。

6 講習業務の委託

本講習は、一般社団法人栃木県警備業協会に委託して実施する。

7 その他

(1) 新規取得講習の受講対象者は、講習初日の令和 7 年12月 2 日（火）午前 9 時00分までに実施場所に集合すること。

(2) 追加取得講習の受講対象者は、講習初日の令和 7 年12月 9 日（火）午前 8 時30分までに実施場所に集合すること。

(3) 受講に際しては、筆記具（鉛筆、シャープペン、消しゴム等）、昼食等を持参すること。

なお、本講習に使用する教本は、講習時に配付する。

(4) 本講習終了後に修了考査を実施し、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

8 問い合わせ先

講習に関する問い合わせは、平日の午前 9 時00分から午後 4 時00分の間（但し、午後 0 時00分から午後 1 時00分までの間を除く）に、栃木県警察本部生活安全部生活環境課（電話028-621-0110）又は各警察署生活安全（刑事）課に対して行うこと。